

兵庫県公報

令和7年4月22日 火曜日 第610号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の所在地の変更（住宅政策課）	1
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	1
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
企業庁公告	
○ プロポーザル当選者等の公示	6
公安委員会告示	
○ 教習指導員審査の実施	6
○ 技能検定員審査の実施	8

告 示

兵庫県告示第362号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援事業に係る所在地の変更届出があった。

令和7年4月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	前所在地	新所在地	変更年月日
特定非営利活動法人 Oneself	神戸市兵庫区中道通2丁目2番地11号 国際交流シェアハウスや どかり内	神戸市兵庫区荒田町2丁目18-20 湊川プラザ209	令和6年12月1日

兵庫県告示第363号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06淡路位置 0003号	7.4.10	洲本市下加茂字中内89番3、90番6の各一部	6.00	31.21

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン土山店
所在地 明石市魚住町清水字舞々2208—1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 古澤康之
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 井出武美
 - イ 変更後
名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 古澤康之
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 井出武美
外3者
 - イ 変更後
名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 古澤康之
外3者
- 4 変更年月日
令和7年3月1日
- 5 届出年月日
令和7年4月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和7年4月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和7年8月22日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 和田山ショッピングセンター
所在地 朝来市和田山町枚田岡774番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古 澤 康 之
協同組合和田山ショッピングセンター	朝来市和田山町枚田岡774番地	藤 原 英 嗣

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井 出 武 美
外1者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古 澤 康 之
外1者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井 出 武 美
外15者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古 澤 康 之
外15者		

4 変更年月日

令和7年3月1日ほか

5 届出年月日

令和7年4月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年4月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年8月22日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	イオン淡路店	
所在地	淡路市志筑新島10番地3	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
外5者		
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
外5者		
- 4 変更年月日

令和7年3月1日
- 5 届出年月日

令和7年4月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間

令和7年4月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年8月22日
 - (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	イオン山崎ショッピングセンター	
所在地	宍粟市山崎町中井7番地の4	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美

 外16者
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之

 外16者
- 4 変更年月日

令和7年3月1日
- 5 届出年月日

令和7年4月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間

令和7年4月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年8月22日
 - (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

企業庁公告

プロポーザル当選者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の契約の相手方等について、次のとおり公示する。
令和7年4月22日

契約担当者
兵庫県公営企業管理者 梶本修子

- 1 調達する物品等の名称及び数量
 - (1) 兵庫県企業庁施設における電気調達
令和7年4月1日から令和10年3月31日までの予定使用電力量55,724,899キロワット時/年
 - (2) 兵庫県企業庁メガソーラープロジェクト施設保守管理委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

名称	所在地
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県企業庁広域水道事務所	川西市多田院字巖陰6-3
兵庫県企業庁広域水道事務所（三田浄水場）	三田市西野上字上通り152
兵庫県企業庁利水事務所	神戸市西区神出町田井3-1
兵庫県企業庁利水事務所（船津浄水場）	姫路市船津町字平田4552-1
兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所	三木市宿原字寺ノ前70
兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所	赤穂郡上郡町光都2-23-1
- 3 契約の相手方を決定した日
令和7年2月20日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
共同事業者

名称	住所
関西電力株式会社	大阪市北区中之島3-6-16
株式会社エネテック	愛知県小牧市大字間々27-1
東洋テック株式会社	大阪市浪速区桜川1-7-18
- 5 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル
- 6 入札公告をした日
令和6年12月24日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第85号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

- 1 教習指導員審査の種類
教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
- 2 教習指導員審査の期日
令和7年6月7日（土）から同月20日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和7年4月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和7年4月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和7年4月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては15,100円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,000円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,950円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和7年7月15日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434

~~~~~

**兵庫県公安委員会告示第86号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

**1 技能検定員審査の種類**

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

**2 技能検定員審査の期日**

令和7年6月7日（土）から同月20日（金）まで

**3 技能検定員審査の場所**

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

**4 技能検定員審査の申請手続****(1) 提出書類****ア 審査申請書1通**

審査申請書は、令和7年4月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

**(2) 提出期間**

令和7年4月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

**(3) 提出先**

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

**(4) 提出方法**

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和7年4月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

**(5) 審査手数料**

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,800円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,450円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,200円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4ま

での規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和7年7月15日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628 内線433、434